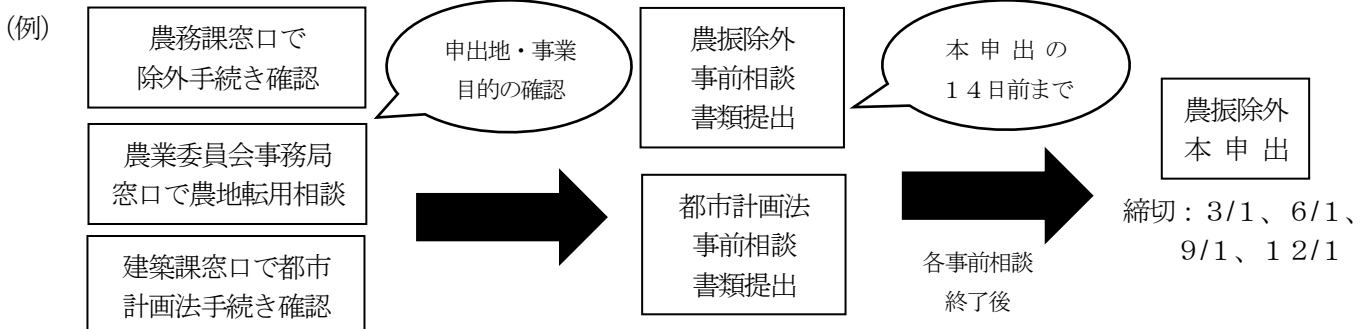


農用地区域からの除外手続き（農振除外）の概要について

農用地区域の農地（青地）は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）に基づき、農地以外の利用は厳しく制限されています。農用地区域からの除外手続きは事業計画が各法律・基準等をクリアすることが前提です。

農務課での除外手続きの相談と併せて担当課窓口で以下の見込み等を確認してください。

- 農地法（農地転用の見込み）【窓口：農業委員会事務局】
 - 開発（住宅・店舗等の建築物を建築する）の場合、
都市計画法（開発許可）【窓口：建築課】
 - 1ha以上の計画の場合、
愛知県土地対策会議研究会との協議【窓口：秘書政策課】
（協議結果通知後に、除外の本申出を受け付けます。）
- 等



上記の許可見込み等を前提に、農振法に規定される除外の6要件すべてを満たす場合に限って除外は可能です。なお、除外の手続きは半年程の期間が必要です。

要件1 農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

- 申出地が、その除外理由である事業や居住等の目的に対して、必要最小限の面積であるか。（農地を売却したい、管理面から手放したいといった除外目的は不可。計画に過剰な資材置場・緑地帯・駐車場等がないか確認します。）
- 土地利用の将来的な展望ではなく、利用計画の具体性があるか。（不要不急の用途でないこと）本申出時には配置図面（建ぺい率、駐車場、資材の配置等）が定まっている必要があります。
- 自己・親族所有地について、青地以外の所有地を全て検討したか。選定できなかった理由は。
- 農用地区域外の土地（原則、自己・親族所有地以外の申出地面積以上の白地2～3筆）について交渉し、選定できなかった明確な理由があるか。（金銭面で不調といった理由は不可）
- 農地転用や開発許可等他法令に係る許可見込みがあるか。事前相談は終えたか。（関連事業が各法に規定される手続きを行っているか確認する場合があります。違反転用は是正を求めます。）

要件2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

- 除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないこと。

要件3 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

- 申出地が農作業の効率性から必要な地形的連続性を損なうことのない農用地区域の周辺部か。（除外することで青地のまとまりが分断されないか。また、青地のまとまりの周辺部か。）
- 除外することで、周囲の農地へ悪影響を与えないか。農機械の進入、日照、光害、通水、雨水、汚水等の支障はないか。本申出までに隣接農地の耕作者に事業概要の説明をしてください。

要件4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

- 申出地に利用権設定がされていないか。（抵当権も確認します。）
- 耕作者（地権者）が認定農業者・認定新規就農者の場合、除外することで経営規模が大幅に縮小しないか。効率的、安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。

要件5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- 除外することで農道、用水路、排水路等の機能に支障が生じないか。
- 申出地内に取水口・排水口はあるか。存在する場合、除外をすることで周囲の農地に支障を及ぼさないか。

要件6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過している土地であること

※ 農務課で事前相談の際に確認します。

■参考 以下の場合、各土地改良区に事前確認をお願いします。

- ・申出地のうち登記：田が2ha以上の計画の場合
 - ⇒ 宮田用水土地改良区（稲沢町北山178 TEL 0587-32-4151）
- ・2ha以上の計画で、申出地が旧稲沢市エリア内※ の場合
 - ⇒ 稲沢市土地改良区（朝府町15-12（産業会館2階）TEL 0587-33-0888）
- ・1ha以上の計画で、申出地が旧祖父江町エリア内※ の場合
 - ⇒ 祖父江町土地改良区（祖父江町祖父江柿ノ木104-1（祖父江ふれあいの郷2階）TEL 0587-98-1600）
- ・1ha以上の計画で、申出地が旧平和町エリア内※ の場合
 - ⇒ 平和土地改良区（平和町中三宅二丁割60（平和支所1階）TEL 0567-47-1888）
- ・用水路等が含まれる計画の場合
 - ⇒ 市（用地管理課）や土地改良区等の管理者

※ 一部管轄エリアが異なる地域があります。農業委員会事務局で農地転用の相談時に該当する土地改良区を確認してください。

連絡先 経済環境部 農務課 農業振興グループ
電話 0587-32-1352 ファックス 0587-32-1240
電子メール noumu@city.inazawa.aichi.jp

稲沢市農業振興地域整備計画変更における農用地利用計画変更【農振除外】の基準（令和5年6月2日から実施）

【農振法第13条第2項】

前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

農業振興地域の整備に関する法律	市町村の農用地利用計画の変更に係る愛知県の同意基準 (令和5年3月15日一部改正)	市農振除外基準		
<p>【農振法第13条第2項第1号】 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第2号】 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第3号】 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第4号】 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第5号】 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第6号】 当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合には、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。政令で定める基準とは、国が行う事業又は国が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助を行う事業で、農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地の造成、埋立て・干拓、又は客土・暗きょ排水等の事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。</p>	<p>1 農用地区域の除外 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供するために農用地区域から除外するときは、次のすべての要件を満たしていなければならない。</p> <p>①ア 必要とは、具体的な農地転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。</p> <p>①イ 適当とは、他法令の許認可等の見込みがあり、当該用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと。</p> <p>①ウ 他の土地で代えることが困難なことは、農用地区域外の土地に当該用途に供するための可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域からの除外を行う場合でないこと。</p> <p>② 農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。支障を及ぼすおそれがあるとは、除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていること。</p> <p>③ア 除外する土地が可能な限り一団の農用地区域の周辺部であること。</p> <p>③イ 除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。</p> <p>④ 担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。支障を及ぼすおそれがあるとは、除外する土地について、担い手が現に利用集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を大幅に縮小することである。</p> <p>⑤ 農道、農業用排水施設、防風林等の土地改良施設の維持管理に支障がなく除外前と同様の機能が確保されること。</p> <p>⑥ 「工事が完了した年度」とは、工事完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度である。</p>	<p>目的</p> <p>農家住宅・自己用住宅・分家住宅</p>	<p>除外要件</p> <p>1号 必要性が認められること</p> <p>他法令の許認可等の見込みがあること</p> <p>除外が過大なものではないこと</p> <p>農用地区域外に代替すべき土地がないこと</p> <p>2号 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>3号 農用地区域の周辺部であること</p> <p>除外後、農用地区域の集団性が保たれること</p> <p>除外後、農作業の効率性が保たれること</p> <p>4号 利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>5号 農業用施設への支障がないこと</p> <p>6号 農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していない土地を含まないこと</p>	<p>判断基準</p> <p>現在の住居が引き続き居住できない又は結婚その他独立して新たに世帯を構成する等の理由があること。 直ちに当該居住の用に供する具体的な計画であること。</p> <p>農地法、都市計画法、その他関係法令の許認可等の見込みがあること。</p> <p>最小限必要な除外規模であること。</p> <p>農用地区域外に代替すべき土地がないなど土地選定の理由があること。</p> <p>除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないこと。 耕作者とは地域計画の話し合いの中で受け手となった担い手及び担い手以外の多様な農業を担う者とする。</p> <p>原則、既存集落等の農用地区域外（水路、河川、道路等線的なものを除く。）と隣接すること。 ただし、やむを得ないと判断できる場合は、既存集落等の農用地区域外の土地から50m以内までは周辺部とみなすことができる。</p> <p>除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。</p> <p>除外により、残った農用地区域又は周辺農地の営農に支障がないこと。</p> <p>除外により、農業経営を営む者の営農に支障がないこと。</p> <p>農道、農業用排水施設等の維持管理に支障がなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されること。</p> <p>農業生産基盤整備事業の工事完了後8年を経過していない土地が含まれていないこと。</p>

稲沢市農業振興地域整備計画変更における農用地利用計画変更【農振除外】の基準（令和5年6月2日から実施）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、土地改良法及び農業経営基盤強化促進法（要約）	市町村の農用地利用計画の変更に係る愛知県 の同意基準 （令和5年3月15日一部改正）	市農振除外基準		
		目的	除外要件	判断基準
<p>【農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第11条】 当該変更に係る土地が認定事業の実施区域（第6条第2項第4号の規定により定められた区域内のものに限る。）内にあるときは、当該認定事業の実施期間が満了していることその他の農林水産省令で定める要件を満たす場合に限り、することができる。</p>	<p>・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に従って行う多面的機能発揮促進事業において、「特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域」として定めた区域内に農用地区域があるときは、当該認定事業の実施期間が満了していること。</p>	農家住宅・自己用住宅・分家住宅	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第11条における、当該認定事業の実施期間が満了していること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条第2項第4号に規定する「特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域」でないこと。
<p>【土地改良法第92条の2】 その変更に係る土地が第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。</p>	<p>・「土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業」（いわゆる「機構関連事業」）の施行に係る区域内に農用地区域があるときは、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。</p>		土地改良法第92条の2における、農地中間管理権の存続期間が満了していること。	農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権の存続期間でないこと。
<p>【農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項】 地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条において同じ。）を行ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>・農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に規定する事項が定められている地域計画の区域内（農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めた区域）に農用地区域があるときは、当該事項に係る地域計画の有効期間が満了していること。</p>		農業経営基盤強化促進法第22条の8における、地域計画の有効期間が満了していること。	農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に規定する事項が定められている地域計画の区域内（農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めた区域）に農用地区域があるときは、当該事項に係る地域計画の有効期間が満了していること。

稲沢市農業振興地域整備計画変更における農用地利用計画変更【農振除外】の基準（令和5年6月2日から実施）

【農振法第13条第2項】

前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

農業振興地域の整備に関する法律	市町村の農用地利用計画の変更に係る愛知県の同意基準 (令和5年3月15日一部改正)	市農振除外基準																																				
<p>【農振法第13条第2項第1号】 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第2号】 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第3号】 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第4号】 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第5号】 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【農振法第13条第2項第6号】 当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合には、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。政令で定める基準とは、国が行う事業又は国が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助を行う事業で、農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地の造成、埋立て・干拓、又は客土・暗きょ排水等の事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。</p>	<p>農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供するために農用地区域から除外するときは、次のすべての要件を満たしていなければならない。</p> <p>①ア 必要とは、具体的な農地転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。</p> <p>①イ 適当とは、他法令の許認可等の見込みがあり、当該用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと。</p> <p>①ウ 他の土地で代えることが困難なこととは、農用地区域外の土地に当該用途に供するための可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域からの除外を行う場合でないこと。</p> <p>② 農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるとは、除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていること。</p> <p>③ア 除外する土地が可能な限り一団の農用地区域の周辺部であること。</p> <p>③イ 除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。</p> <p>④ 担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。支障を及ぼすおそれがあるとは、除外する土地について、担い手が現に利用集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を大幅に縮小することである。</p> <p>⑤ 農道、農業用排水施設、防風林等の土地改良施設の維持管理に支障がなく除外前と同様の機能が確保されること。</p> <p>⑥ 「工事が完了した年度」とは、工事完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度である。</p>	<p>目的</p> <p>店舗・工場・資材置場・駐車場・その他</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1号</th> <th>除外要件</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>必要性が認められること</td> <td>除外をする必要があり、当該地を選定した理由があること。既存の施設等がある場合は、現在の使用状況からみて新たに拡張を必要とする理由があること。直ちに利用する等の具体的な計画であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他法令の許認可等の見込みがあること</td> <td>農地法、都市計画法、その他関係法令の許認可等の見込みがあること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>除外が過大なものではないこと</td> <td>最小限必要な除外規模であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農用地区域外に代替すべき土地がないこと</td> <td>農用地区域外に代替すべき土地がないなど土地選定の理由があること。</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。</td> <td>除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないこと。耕作者とは地域計画の話し合いの中で受け手となった担い手及び担い手以外の多様な農業を担う者とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号</td> <td>農用地区域の周辺部であること</td> <td>原則、既存集落等の農用地区域外（水路、河川、道路等線的なものを除く。）と隣接すること。ただし、やむを得ないと判断できる場合は、既存集落等の農用地区域外の土地から50m以内までは周辺部とみなすことができる。</td> </tr> <tr> <td>除外後、農用地区域の集団性が保たれること</td> <td>除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。</td> </tr> <tr> <td>除外後、農作業の効率性が保たれること</td> <td>除外により、残った農用地区域又は周辺農地の営農に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと</td> <td>除外により、農業経営を営む者の営農に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>農業用施設への支障がないこと</td> <td>農道、農業用排水施設等の維持管理に支障がなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されること。</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していない土地を含まないこと</td> <td>農業生産基盤整備事業の工事完了後8年を経過していない土地が含まれていないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	1号		除外要件	判断基準		必要性が認められること	除外をする必要があり、当該地を選定した理由があること。既存の施設等がある場合は、現在の使用状況からみて新たに拡張を必要とする理由があること。直ちに利用する等の具体的な計画であること。		他法令の許認可等の見込みがあること	農地法、都市計画法、その他関係法令の許認可等の見込みがあること。		除外が過大なものではないこと	最小限必要な除外規模であること。		農用地区域外に代替すべき土地がないこと	農用地区域外に代替すべき土地がないなど土地選定の理由があること。	2号	地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。	除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないこと。耕作者とは地域計画の話し合いの中で受け手となった担い手及び担い手以外の多様な農業を担う者とする。	3号	農用地区域の周辺部であること	原則、既存集落等の農用地区域外（水路、河川、道路等線的なものを除く。）と隣接すること。ただし、やむを得ないと判断できる場合は、既存集落等の農用地区域外の土地から50m以内までは周辺部とみなすことができる。	除外後、農用地区域の集団性が保たれること	除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。	除外後、農作業の効率性が保たれること	除外により、残った農用地区域又は周辺農地の営農に支障がないこと。	4号	利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと	除外により、農業経営を営む者の営農に支障がないこと。	5号	農業用施設への支障がないこと	農道、農業用排水施設等の維持管理に支障がなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されること。	6号	農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していない土地を含まないこと	農業生産基盤整備事業の工事完了後8年を経過していない土地が含まれていないこと。
			1号		除外要件	判断基準																																
				必要性が認められること	除外をする必要があり、当該地を選定した理由があること。既存の施設等がある場合は、現在の使用状況からみて新たに拡張を必要とする理由があること。直ちに利用する等の具体的な計画であること。																																	
				他法令の許認可等の見込みがあること	農地法、都市計画法、その他関係法令の許認可等の見込みがあること。																																	
				除外が過大なものではないこと	最小限必要な除外規模であること。																																	
				農用地区域外に代替すべき土地がないこと	農用地区域外に代替すべき土地がないなど土地選定の理由があること。																																	
			2号	地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。	除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないこと。耕作者とは地域計画の話し合いの中で受け手となった担い手及び担い手以外の多様な農業を担う者とする。																																	
			3号	農用地区域の周辺部であること	原則、既存集落等の農用地区域外（水路、河川、道路等線的なものを除く。）と隣接すること。ただし、やむを得ないと判断できる場合は、既存集落等の農用地区域外の土地から50m以内までは周辺部とみなすことができる。																																	
				除外後、農用地区域の集団性が保たれること	除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。																																	
				除外後、農作業の効率性が保たれること	除外により、残った農用地区域又は周辺農地の営農に支障がないこと。																																	
4号	利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと	除外により、農業経営を営む者の営農に支障がないこと。																																				
5号	農業用施設への支障がないこと	農道、農業用排水施設等の維持管理に支障がなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されること。																																				
6号	農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していない土地を含まないこと	農業生産基盤整備事業の工事完了後8年を経過していない土地が含まれていないこと。																																				

稲沢市農業振興地域整備計画変更における農用地利用計画変更【農振除外】の基準（令和5年6月2日から実施）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、土地改良法及び農業経営基盤強化促進法（要約）	市町村の農用地利用計画の変更に係る愛知県 の同意基準 （令和5年3月15日一部改正）	市農振除外基準		
		目的	除外要件	判断基準
<p>【農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第11条】 当該変更に係る土地が認定事業の実施区域（第6条第2項第4号の規定により定められた区域内のものに限る。）内にあるときは、当該認定事業の実施期間が満了していることその他の農林水産省令で定める要件を満たす場合に限り、することができる。</p>	<p>・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に従って行う多面的機能発揮促進事業において、「特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域」として定めた区域内に農用地区域があるときは、当該認定事業の実施期間が満了していること。</p>	店舗・工場・資材置場・駐車場・その他	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第11条における、当該認定事業の実施期間が満了していること。</p>	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条第2項第4号に規定する「特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域」でないこと。</p>
<p>【土地改良法第92条の2】 その変更に係る土地が第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。</p>	<p>・「土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業」（いわゆる「機構関連事業」）の施行に係る区域内に農用地区域があるときは、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。</p>		<p>土地改良法第92条の2における、農地中間管理権の存続期間が満了していること。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権の存続期間でないこと。</p>
<p>【農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項】 地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条において同じ。）を行ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>・農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に規定する事項が定められている地域計画の区域内（農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めた区域）に農用地区域があるときは、当該事項に係る地域計画の有効期間が満了していること。</p>		<p>農業経営基盤強化促進法第22条の8における、地域計画の有効期間が満了していること。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に規定する事項が定められている地域計画の区域内（農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めた区域）に農用地区域があるときは、当該事項に係る地域計画の有効期間が満了していること。</p>